

業務委託仕様書

1. 件名

「豊中市 教育・保育施設等利用のご案内 別冊」編集・制作業務委託および「豊中市 教育・保育施設等利用のご案内 本冊」制作・印刷業務委託

2. 契約期間

契約締結日 から 令和 9 年（2027 年）1 月 31 日

3. 制作・印刷物

別冊 施設詳細 豊中市教育・保育施設等利用のご案内（以下「別冊」）

豊中市教育・保育施設等利用のご案内（以下「本冊」）

4. 業務概要

（別冊）

① 発注者から提供された原稿データをもとに、掲載各施設への校正依頼・集約を行い、原稿データの改訂を行う。冊子の形態で 2,000 部印刷し、原稿データとともに令和 8 年（2026 年）9 月 4 日（金）に納品する。

② 上記①で納品後に修正等が発生した最新版の原稿データを発注者から受領。冊子の形態で 1,000 部印刷し、令和 8 年（2026 年）11 月下旬に納品する。

③ 上記②で納品後に修正等が発生した最新版の原稿データを発注者から受領。冊子の形態で 1,000 部印刷し、令和 9 年（2027 年）1 月下旬に納品する。

（本冊）

委託者から提供された原稿データをもとに、冊子の状態で 1,000 部印刷し、9 月 4 日（金）に納品する。

5. 流れ

日程	発注者	受注者
7/14（火）	郵送入札（市役所第二庁舎 3 階 子育て給付課）	
7/17（金）	別冊原稿最新データを受注者へ提供	別冊原稿最新データを受領 各施設への別冊校正依頼開始 （各施設からの校正締切は別途調整）
8 月中旬	校正（1 回目 データをメールで授受）	
8 月下旬	最終出張校正（受注者にて作業場所を確保してください）	
9/1（火）	施設一覧データ（最終）を提供	施設一覧データ（最終）を受領（別冊）
9/4（金）		原稿最新データを受領（本冊） 納品（1 回目 2,000 部（別冊）） 納品（1,000 部（本冊））
9/7（月）	配布開始、HP 掲載	
11 月上旬 11 月下旬	別冊原稿最新データを受注者へ提供	別冊原稿最新データを受領 納品（2 回目 1,000 部）
1 月上旬 1 月下旬	別冊原稿最新データを受注者へ提供	別冊原稿最新データを受領 納品（3 回目 1,000 部）

6. 業務詳細

(1) 委託時の原稿最新データ

(別冊) エクセル・ワードデータにて提供

(本冊) ワードデータにて提供 (PDF でも可)

(2) 改訂にあたり各施設に原稿修正・校正する事項

(別冊) 各施設情報の情報 施設数 約 150 施設

(3) 冊子について

(別冊・本冊) A4 両面 (モノクロ) 刷り 上質紙 (55 kg) 60 ページ (両面印刷)

中綴じ

(4) 原稿データについて

(別冊) エクセル・ワードファイルで納品

事後発注者が修正利用し、白黒印刷で判別しやすいように制作のこと

(5) 納品について

(別冊)

(1 回目) 原稿データは電子媒体を、冊子は 2,000 部を令和 8 年 (2026 年) 9 月 4 日 (金) に豊中市こども未来部子育て給付課に納品

(2 回目) 冊子は令和 8 年 (2026 年) 11 月下旬に 1,000 部を豊中市こども未来部子育て給付課に納品

(3 回目) 冊子は令和 9 年 (2027 年) 1 月下旬に 1,000 部を豊中市こども未来部子育て給付課に納品

(本冊)

冊子は令和 8 年 (2026 年) 9 月 4 日 (金) に 1,000 部を豊中市こども未来部子育て給付課に納品

7. 作業条件について

本作業に係る作業場所及び使用機器、ソフトウェア、用紙等はすべて受注者が用意すること。

8. 成果物に関わる権利

本市に納入した成果物に関わる全ての権利は豊中市に帰属するものとする。

9. その他

本件を遂行する上で作業内容などに疑問や変更が生じた場合または本仕様書に記載のない事項が判明した場合、受注者は直ちに本市と協議のうえ、解決に向けて最善を尽くすこと。

10. 問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号 豊中市役所第二庁舎 3 階

豊中市 こども未来部 子育て給付課

担当者：佐藤

TEL：06-6858-2556

FAX：06-6854-9533

E-Mail：kosodate-nyusho@city.toyonaka.osaka.jp

特記仕様書

(不当介入に対する報告・届出等)

- 第1条 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本局への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 2 報告・届出は、不当介入報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに、発注者に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- 3 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 4 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

(一括再委託等の禁止)

- 第2条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定し、軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。